

令和8年度 袖ヶ浦市家庭的保育事業 保育料基準表

各月初日の児童の属する世帯の階層区分				月額保育料 (円)
階層区分	定義			
1	生活保護世帯等			0
2-0	階層1を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等		0
2-1		ひとり親世帯等以外の世帯		0
3-0	階層1を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割額が次の区分に該当するもの	48,600円未満	ひとり親世帯等	5,000
3-1			ひとり親世帯等以外の世帯	6,000
第4		73,000円未満		10,000
第5		73,000円以上 97,000円未満		14,000
第6		97,000円以上 133,000円未満		19,000
第7		133,000円以上 169,000円未満		24,000
第8		169,000円以上 235,000円未満		29,000
第9		235,000円以上 301,000円未満		33,000
第10		301,000円以上 349,000円未満		40,000
第11		349,000円以上		47,000

【保育料の決め方】

- ① 令和8年4月1日現在の年齢で保育料を計算します。
- ② 所得割課税額等の算定は、保護者の課税額の合計で算定しますが、同一世帯の祖父母等が家計の主宰者であると判断される場合は、その方の市民税所得割額により算定します。
- ③ **次の控除（税額控除）は適用しません。**これらの控除がある場合は、控除がなかったものとして税額を計算します。
 - ◎ 寄付金控除、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除
- ④ 申告等により市民税の課税額が修正された場合、当該年度中に限り再算定します。
- ⑤ 「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当する世帯をいいます。
 - ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの
 - イ) 在宅障害者（児）のいる世帯
- ⑥ 同一の世帯で次の施設に入所しているか、サービスを受けているお子様がいる場合、**第2子は半額、第3子以降は保育料が全額免除**になります。
 - ◎ 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、障害児通所支援等
- ⑦ 市民税所得割額が 77,101 円未満の世帯は、就学後のお子様も含めて第1子、第2子、第3子以降と数えます。